

公立大学法人滋賀県立大学におけるバイアウト制度の導入

競争的研究費を活用し、研究以外の業務の一部を代行することで「研究時間」を確保する仕組み

導入の背景・課題

教員は、教育・研究・社会貢献・大学運営を担う

研究活動の高度化、競争的研究費の獲得・執行に伴い、研究に充てる時間の確保が課題

制度の中核：研究時間を創出する

競争的研究費
直接経費

研究以外の業務
を一部代行

研究時間
確保

※ 教員の業務を単に免除する制度ではない
※ 確保した時間は、当該競争的研究費による研究課題の遂行に使用する

期待される効果

研究課題を円滑に遂行しやすい環境を整備

外部研究資金の有効活用を促進

本学の研究活動の一層の推進に資する

※国は、令和2年10月に「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)」を決定

対象になり得る業務（例）

- ・ 非常勤講師による授業担当、成績評価
- ・ 授業資料、教材の作成補助
- ・ レポート採点、学生実験・実習・演習の補助
- ・ 公開講座、講演会など社会貢献活動の運営補助

※主要授業科目の担当は原則除くなど、教育研究活動への影響を勘案

対象外・運用上の注意

- ・ 研究活動そのものは対象外
- ・ 学位プログラムにおける主要授業科目は原則除く
- ・ 教授会、委員会など大学運営業務は対象外
- ・ 法令・学内規程等により本人が行うべき業務は対象外
- ・ 教育活動、社会貢献、大学運営に支障を生じないこと

※代行業務の内容・従事者配置・経費の妥当性を確認

運用の骨格

対象研究費



本学教員



申請・審査



理事長承認



実績報告

対象は資金配分機関がバイアウト制度の利用を認める競争的研究費。支出は代行業務の内容に応じ、資金配分機関・本学の上限額の範囲内で運用。

本学におけるバイアウト制度の概要

1. 対象事業

競争的研究費のうち資金配分機関がバイアウト制度を認めているものが対象

2. 対象者

本学専任教員、特任職員、特定有期職員（高専）

3. 対象業務

(1) 教育活動及びこれに付随する事務に関する業務

①非常勤講師による授業の担当及び当該授業にかかる成績評価に関する業務

※研究代表者等の担当科目のうち、学位プログラムにおける主要授業科目を除く

②授業資料及び教材の作成、レポート等の採点補助、学生実験、実習及び演習の補助その他教育活動の実施に関する補助業務（事務補助含む）

(2) 社会貢献活動及びこれに付随する事務に関する業務

①公開講座、講演会その他の社会貢献活動の運営補助に関する業務

<対象外となる業務>

・教授会、委員会活動その他の大学運営に関する業務や法令または本学の規程等により研究代表者等本人が行うことを要する業務等は対象外

4. 経費の上限

以下(1)(2)のいずれか低い方の額

(1)競争的研究費の資金配分機関が定める額

(2)競争的研究費の各年度の直接経費の額に基づき理事長が定める額

（直接経費の20%に相当する額）

5. 経費の算定

本学規程等（研究費執行マニュアル含む）に基づき算定

6. 申請

所定の様式（申請書）にて申請

ただし、非常勤講師を雇用して行う業務（上記3(1)①）については、学部教授会等で審議の上、理事長（事務局）へ申請

（上記以外の申請は、研究者から部局の長を経由して申請し、教授会等での審議は省略することができる）

7. 実績報告

所定の様式（実績報告書）にて報告

公立大学法人滋賀県立大学におけるバイアウト制度の実施に関する取扱規程

令和 8 年 8 月 4 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 183 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、滋賀県立大学（以下「本学」という。）において、競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の一部を代行するための経費を支出することにより、研究者が研究に従事する時間を確保できるようにするため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的研究費：資金配分機関が実施する公募等により競争的に獲得される研究費をいう。
- (2) 資金配分機関：各省庁、研究資金の配分を行う独立行政法人およびその他の競争的研究費制度を実施する機関をいう。
- (3) バイアウト制度：競争的研究費の直接経費を財源として、研究以外の業務の一部を代行させるための経費の支出を可能とする制度（以下「本制度」という。）をいう。
- (4) 研究代表者等：競争的研究費を獲得した研究代表者または研究分担者をいう。

(対象事業)

第 3 条 競争的研究費のうち、資金配分機関が本制度を認めているものを対象とし、具体的な対象事業は別途定める。

(対象者)

第 4 条 本制度を利用できる者は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第 2 条第 2 項に規定する教員、公立大学法人滋賀県立大学特任職員就業規則に第 2 条第 1 項に規定する本学特任職員、または公立大学法人滋賀県立大学高等専門学校開校準備特定有期職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する高等専門学校開校準備特定有期職員とする。

(対象業務)

第 5 条 本制度の対象となる業務は、研究活動を除く業務のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育活動およびこれに付随する事務に関する業務
- (2) 社会貢献活動およびこれに付随する事務に関する業務
- (3) その他理事長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の具体的な範囲は、本学の教育活動、研究活動および社会貢献活動等に支障を及ぼさない範囲において、別に定める。

- 3 前2項の規定にかかわらず、法令、本学の規程等により当該教員本人が行うことを要する業務は、本制度の対象としない。

(申請)

- 第6条 本制度の適用を受けようとする研究代表者等は、所属する学部または専任教員が配置される教育研究組織（以下「部局」という。）において、学部にあつては教授会、それ以外の教育研究組織にあつては当該組織の運営を審議する会議の審査を経た上で、所定の申請書により理事長に申請するものとする。
- 2 ただし、前項の審査を省略することができる申請については、別に定める。

(承認)

- 第7条 理事長は、前条の申請が適当と認められるときは、本制度の利用を承認する。
- 2 理事長は、前項の承認をしたときは、部局の長を経由して研究代表者等に通知するものとする。

(承認の取消し)

- 第8条 理事長は、研究代表者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本制度の利用の承認を取り消すことができる。
- (1) 申請内容に虚偽があつたとき
- (2) 資金配分機関の定める条件または本規程に違反したとき
- (3) 本制度により確保した研究時間を当該競争的研究費による研究課題の遂行以外の目的に使用したとき
- (4) その他本制度の適正な実施に支障があると理事長が認めるとき

(実施報告)

- 第9条 研究代表者等は、各年度末までに、本制度の活用実績その他理事長が必要と認める事項を所定の実施報告書により報告するものとする。

(業務の制限)

- 第10条 本制度により確保した研究時間は、当該競争的研究費による研究課題の遂行に充てるものとし、その他の業務に使用してはならない。
- 2 研究代表者等は、本制度の利用により確保した研究時間およびその活用状況を適切に管理しなければならない。

(上限金額および経費の算定方法)

- 第11条 経費の上限額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額とする。
- (1) 競争的研究費の資金配分機関が定める額
- (2) 競争的研究費の各年度の直接経費の額に基づき理事長が定める額
- 2 本制度にかかる経費は、本学の規定等に基づき算定する。

(雑則)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、理事長が別

に定める。

付 則

この規程は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。

公立大学法人滋賀県立大学におけるバイアウト制度の実施に関する取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人滋賀県立大学におけるバイアウト制度の実施に関する取扱規程（以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、バイアウト制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務の範囲)

第2条 規程第5条第2項に規定する対象業務（以下「対象業務」という。）の具体的な範囲は、次に掲げる業務とする。

- (1) 非常勤講師による授業の担当および当該授業にかかる成績評価に関する業務
- (2) 授業資料および教材の作成、レポート等の採点補助、学生実験、実習および演習の補助その他教育活動の実施に関する補助業務（事務補助含む）
- (3) 公開講座、講演会その他の社会貢献活動の運営補助に関する業務
- (4) その他理事長が適当と認める業務

2 次に掲げる業務は、対象業務としない。

- (1) 研究活動
- (2) 教授会、委員会活動その他の大学運営に関する業務
- (3) 法令または本学の規程等により研究代表者等本人が行うことを要する業務
- (4) その他本制度の趣旨に照らして対象業務とすることが適当でない業務

(授業担当の制限)

第3条 前条第1項第1号の業務として従事させる授業科目は、研究代表者等の担当科目とする。ただし、その担当科目は、原則として学位プログラムにおける主要授業科目を除くものとし、教育研究活動への影響その他の事情を勘案するものとする。

2 理事長は、サバティカル研修、在外研究員その他特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、研究代表者等の担当科目のうち、学位プログラムにおける主要授業科目の担当を認めることができる。

(対象業務従事者)

第4条 対象業務は、公立大学法人滋賀県立大学非常勤職員就業規則に定める非常勤職員に従事させることができる。

2 対象業務に従事する者は、当該業務を遂行するために必要な知識および能力を有する者でなければならない。

(申請書類)

第5条 規程第6条第1項に規定する申請をしようとする者は、バイアウト制度実施申請書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 競争的研究費の名称
- (2) 研究課題名

- (3) 代行業務の内容
- (4) 本制度により確保する研究時間
- (5) バイアウト経費の予定額
- (6) その他理事長が必要と認める事項

(審査事項)

第6条 規程第6条第1項に規定する部局の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該競争的研究費による研究課題の遂行上、本制度の活用が必要であること。
- (2) 本制度の利用により、教育活動、社会貢献活動および大学運営に支障を生じないこと。
- (3) 代行する業務の内容および代行業務従事者の配置が適切であること。
- (4) バイアウト経費の額が、代行業務の内容および従事予定時間に照らして妥当であること。
- (5) 当該競争的研究費制度の定めその他関係法令等に適合していること。
- (6) その他理事長が必要と認める事項

(審査の省略)

第7条 規程第6条第2項に該当する審査を省略することができる申請は、対象業務の範囲が第2条第1項第2号または第3号に掲げる業務のみである場合とする。

2 前項の規定により審査を省略する場合であっても、申請者は部局の長を経由して申請しなければならない。

(実施報告)

第8条 規程第9条に規定する実施報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本制度の実施期間
- (2) 代行業務の実施内容
- (3) 確保した研究時間
- (4) 当該研究時間を活用した研究活動の概要
- (5) 支出した経費
- (6) その他理事長が必要と認める事項

(経費の上限額)

第9条 規程第11条第1項第2号に規定する理事長が定める額は、各年度において配分された直接経費の20パーセントに相当する額とする。

2 理事長は、サバティカル研修、在外研究員その他特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、別に上限額を定めることができる。

付 則

この細則は、令和8年8月4日から施行する。

様式第 1 号

受付番号	
------	--

申請日 年 月 日

バイアウト制度実施申請書

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 様

所属		職名・氏名	
連絡先		研究代表者等 区分	☐ 研究代表者 ☐ 研究分担者

競争的研究費の名称	
研究課題名	
バイアウト制度 実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
代行業務の内容	☐ 非常勤講師による授業担当・成績評価 ☐ 授業資料・教材作成、採点補助、学生実験・実習・演習補助 ☐ 公開講座・講演会等の社会貢献活動の運営補助 ☐ その他（ ） 内容（上記で選択した業務について具体的にご記入ください）：
本制度により確保 する研究時間	合計 時間（内訳： ）
バイアウト経費の 予定額	合計 円（内訳： ）
その他特記事項	

学部長等確認欄		学科長等確認欄	
---------	--	---------	--

様式第 2 号

受付番号	
------	--

報告日 年 月 日

バイアウト制度実施報告書

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 様

所属		職名・氏名	
連絡先		研究代表者等 区分	☐ 研究代表者 ☐ 研究分担者

競争的研究費の名称			
研究課題名			
バイアウト制度 実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
代行業務の実施内容			
確保した研究時間	合計 時間（内訳： ）		
研究時間を活用した 研究活動の概要			
支出した経費	合計 円（内訳： ）		
その他特記事項			

学部長等確認欄		学科長等確認欄	
---------	--	---------	--